

差し押さえの実施と 公売会の開催について



町税務職員などによる滞納者宅を訪問しての捜索

■滞納者宅の捜索による動産の差し押さえを5月から開始

税金は、町にとって大切な財源であり、納税は国民の義務です。町税の収納率が下がれば、町の収入が減り、さまざまな行政サービスの低下につながります。

地方税法では、未納者に対して「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と規定されています。町では、納期限内に納付する人の公平性を図るためにも、町税の滞納者に対し強力で差し押さえを実施します。5月から本町においても、滞納者宅などの捜索を開始し、併せて預金の調査や不動産の差し押さえも実施しています。今回差し押さえた不動産

については、次の日時にて公売会を開催します。

※本町の滞納処分実績については、18ページに掲載しています。

■公売会の開催のお知らせ

▼公売物件

不動産（宅地）

甲佐町大字緑町字大坪14番8

宅地 249.03㎡

▼見積額

4,040,000円

（最低公売価格）

▼入札日

8月20日（金）午後1時30分〜午後2時

▼入札会場

町生涯学習センター研修室

▼注意事項

- ・入札希望者は、入札前に公売保証金の納付が必要です。
- ・物件に関する詳しい内容や入札に関する手続きなどについては、町税務課までお問い合わせください。

■夜間窓口・休日窓口も開設

毎月月末には、夜間窓口を町税務課で午後8時まで開設し、休日には、休日窓口も開設しています。開庁時間に納付にすることができない人は、ぜひご利用ください。

国民健康保険

■医療費の自己負担額

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付申請を行い、医療機関に提示すると、一医療機関の窓口での医療費の支払いは自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なり、70歳未満の人で3段階、70歳以上75歳未満の人で4段階に分かれています。世帯内の国民健康保険加入者で転入、転出、死亡などの異動があった場合や、国保資格に異動があった場合には、適用区分が変更になることがあります。

また、特別の事情があると認められた場合などを除き、国民健康保険税で滞納があると、「認定証」が交付されないことがあります。

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

■食事代の自己負担額

住民税非課税世帯の国保加入者には、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けするためには、申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示する必要があります。

減額認定後、入院日数が90日を超えた場合は「長期入院」に該当し、再び申請することにより、食事代の自己負担額がさらに減額されます。

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

※長期入院の申請の場合は、「認定証」と、90日以上入院が確認できる医療費の領収証も必要です。

■毎年交付申請が必要

すでに交付を受けている「認定証」の有効期限は、7月31日（土）です。8月1日（日）からは、平成22年度の住民税課税状況や所得などにより、改めて判定します。

毎年申請が必要ですので、該当する人は必ず申請してください。

入院時の医療費と食事代の自己負担額について



「認定証」交付を受けるには、毎年申請が必要です

町税務課 ☎096-234-1111(内線113) ✉klg203@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

国民年金保険料の免除 制度をご活用ください



申請手続き時には、年金手帳と印かんのご準備を

国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度をご活用ください。

●全額免除

保険料の全額（月額15,100円）が免除になります。全額免除の期間は、保険料の2分の1の年金額が計算されます。

全額免除となる所得の目安は、前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であることです。

前年所得ⅡA（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

●一部納付（一部免除）

一部納付には3種類あり、保険料の一部を納付すれば、次の年金額が計算されます。所得の目安は、前年

所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であることです。

① 4分の1納付（3,780円）

年金額の計算 8分の5

前年所得ⅡA 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

② 半額納付（7,550円）

年金額の計算 8分の6

前年所得ⅡA 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

③ 4分の3納付（11,330円）

年金額の計算 8分の7

前年所得ⅡA 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

※納付すべき一部の保険料を納付しない場合は無効となり、老齢基礎年金の額に反映されません。

●若年者納付猶予

30歳未満の人に限り利用できる制度で、申請者と配偶者の前年の所得額で審査されます。

ただし、追納しないと、年金額に反映されません。

▼手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・印かん

※失業された場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票などの写しが必要です。

■地域における男女共同参画の状況について

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しながら、家庭や地域、職場などで、それぞれの個性と能力を発揮することができ、責任も喜びも分かち合うことができる社会です。

今回は、地域における男女共同参画の状況を考えてみましょう。

◎男女平等・対等の観念を持って、社会の習慣やしきたりを見直しましょう。

◎地域の活動に積極的に参加しましょう。

◎女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメント、ストーリー行為など）は、人権侵害である。

みんなで考えてみよう 男女共同参画とは？



男女共同参画社会とはどんな社会？(写真はイメージ)

ることをしっかり認識し、被害者の立場に配慮しながら支援しましょう。



私たちの甲佐町に目を向けてみると、地域活動の中では、いまだに男性優位の考え方が残っている部分が見られます。地域における役員のほとんどが男性であり、女性はほんの一握りのようです。

このことの原因には、男性の側だけの問題ではなく、女性の側にも積極的に参画することのためらいがあるように思えます。

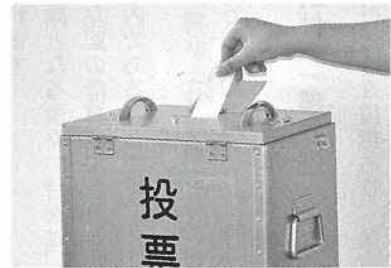
▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096・234・1111

（内線101）

7月11日(日)は参議院議員通常選挙の投票日



選挙権は国民の権利です。必ず投票しましょう。

■動かそうその一票で世の中を

7月11日(日)は第22回参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙は、有権者が国政に参加する最大の機会であるとともに、国民の権利であり責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

投票できる日は、期日前投票日をあわせると17日間あります。投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票で投票しましょう。

■投票日の投票時間が午後6時までに変更になりました

▼投票日 7月11日(日)

▼投票時間 午前7時～午後6時

※投票時間の終了が、午後8時から午後6時に変更になりました。期日前投票は、午後8時まで投票で

きます。

▼投票できる人 平成2年7月12日以前に生まれ、引き続き3か月以上本町に居住している人
▼持ってくるもの 入場券

■投票日に投票できない人は期日前投票などで投票を

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、期日前投票ができます。

また、町内に長期不在のため期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。この投票は、郵便による手続きなどがあり日数を要します。お早めに町選挙管理委員会にお申し出ください。

不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院や老人ホームなどに入院・入所中の人が施設内で不在者投票ができる方法もありますので、施設へ申し出てください。

▼投票日 6月25日(金)～7月10日(土)

※土・日曜日にも投票できます。

▼投票時間 午前8時30分～午後8時

▼投票場所 町役場2階談話室(町総務課前)

▼持ってくるもの 入場券

町選挙管理委員会(町総務課内) ☎096-234-1111(内線222) ✉klg202@town.kosa.lg.jp

■児童扶養手当とは?

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

8月1日(日)から、父子家庭の父にも支給されます。

■父子家庭の支給要件は?

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども

る子ども

- ④母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤そのほか(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)
- ※申請者や扶養義務者などの所得による支給制限があります。

■受給するためには?

児童扶養手当を受給するには、町福祉課への申請が必要です。

既に父子家庭の支給要件に該当している人は、8月1日(日)以前でも申請できます。

7月31日(土)までに支給要件に該当している人は、11月30日(火)までに申請すれば、「8月分」から支給されます。

8月1日(日)から11月30日(火)までに支給要件に該当した人は、11月30日(火)までに申請すれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

11月30日(火)を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。また、原則として、8～11月分が支給されるのは12月となります。

申請に当たっては、印かん、通帳、戸籍謄本などが必要です。町福祉課にお問い合わせください。

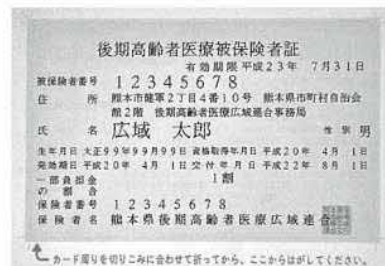
父子家庭への児童扶養手当の支給について



子どもの福祉増進を図る児童扶養手当(写真はイメージ)

町福祉課 ☎096-234-1111(内線144) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

後期高齢者医療被保険者の皆さんへお知らせ



8月1日(日)から新しい被保険者証になります

■新しい被保険者証などを今月中に送付します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(黄色)の有効期限は、7月31日(土)です。

8月1日(日)から使用できる新しい被保険者証(オレンジ色)を、今月中に簡易書留にて郵送します。現在お持ちの被保険者証は、8月1日(日)以降に処分するか、町住民生活課に返却ください。なお、受診時の間違いを防ぐため、負担割合が変更になった被保険者証は必ず返却ください。

また、現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)の有効期限も、7月31日(土)です。

現在「認定証」をお持ちで、8月1日(日)以降も引き続き該当する

人には、「認定証」(オレンジ色)も郵送します。

「認定証」は、被保険者の属する世帯全員が住民税非課税の場合に交付します。該当する人で、「認定証」をお持ちでない人はお問い合わせください。病院などでの支払いが、限度額までの支払いで済みます。

■平成22年度の保険料について

今月中に町から、平成22年度後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

保険料額は、均等割額(47,000円)と所得割額(基礎控除後の所得の額の9.03%)を合計した金額で、年額50万円が上限額です。

所得の低い人については、平成21年度に引き続き保険料を軽減します。また、後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた人については、当分の間は均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

保険料は、年金からの差し引き、納付書での支払い、口座振替により納めることができ、手続きをすると口座振替に変更できます。ただし、確実な納付が見込めない人については、口座振替へ変更できない場合があります。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線107) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

平成22年度農作業標準賃金について

※表示した金額は、標準賃金としての参考ですので、賃金については双方の協議の下、決定してください。

区分	平成22年度賃金		備考
	基盤整備実施地区	未整備地区	
稲田 鋤起こし	6,000	7,000	10分当り自弁
秋田 起こし	4,000	4,000	10分当り自弁、2回目以降
麦田 鋤起こし	4,500	5,000	10分当り自弁
稲コンバイン刈	12,000	13,000	10分当り自弁、結束付き2,500円加算、倒伏は別途加算
麦コンバイン刈	7,000	8,000	10分当り自弁、倒伏は別途加算
機械田植え	5,000	5,500	10分当り自弁、同時施肥機使用時1,000円加算、補植なし
代かき	6,000	6,000	10分当り自弁

区分	平成22年度賃金	備考
バインダー刈	6,000	10分当り自弁、綱込み
稲 脱 穀	6,000	10分当り自弁
農薬 散布	2,000	10分当り自弁、農薬委託者持ち
一般 農 作 業	6,000~7,000	1日当り自弁
草刈り作業	8,000	1日当り自弁、機械持ち込み、燃料委託者持ち
機 械 麦 播 種	7,000	10分当り、耕起・播種同時作業
稲 乾 燥	8,000	10分当り自弁、水分15%以内
麦 乾 燥	500	1袋当たり、コンバイン普通袋
苗 作 り	550	1袋当たり、農薬・種子込み
パワーディスク	6,000	10分当り自弁
米・麦・大豆運搬	1,000	10分当り自弁
大豆コンバイン刈	6,000	10分当り自弁

町農業委員会 (町産業振興課内) ☎096-234-1111(内線153) ✉klg207@town.kosa.lg.jp